

核燃料物質加工事業変更許可申請書の一部補正の主な内容について

平成 26 年 4 月 18 日に申請し、平成 28 年 11 月 22 日に補正申請しました新規制基準に関する核燃料物質加工事業変更許可申請書の一部について下記のとおり補正申請しました。

1. 平成 28 年 11 月 22 日補正申請以降の変更内容の反映

(1) 安全上重要な施設の有無に関する評価

平成 28 年 11 月 30 日に発出されました規則解釈の一部改正^{注1)} や評価ガイドの制定^{注2)} を踏まえ、極めて稀に起こりうる大地震、地域の津波浸水予測を超える津波、日本で過去に発生した最大級の竜巻に対しても、大きな事故の誘因とならないことの再確認を実施しました。

(2) 重大事故等の拡大防止

重大事故の至るおそれのある事故として、施設内での複数個所の火災の発生を想定し、当該事象の拡大を防止するためのウランの回収及び消火活動に必要な資機材の準備や実施体制の整備を再整理しました。

注 1) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の一部改正

注 2) 核燃料施設等における竜巻・外部火災の影響による損傷の防止に関する影響評価に係る審査ガイド

2. その他

上記変更に関連する事項について整合性等の変更及びその他の変更を行いました。

以上